鳥羽市景観計画
〈概要版〉

令和３年４月
鳥　羽　市

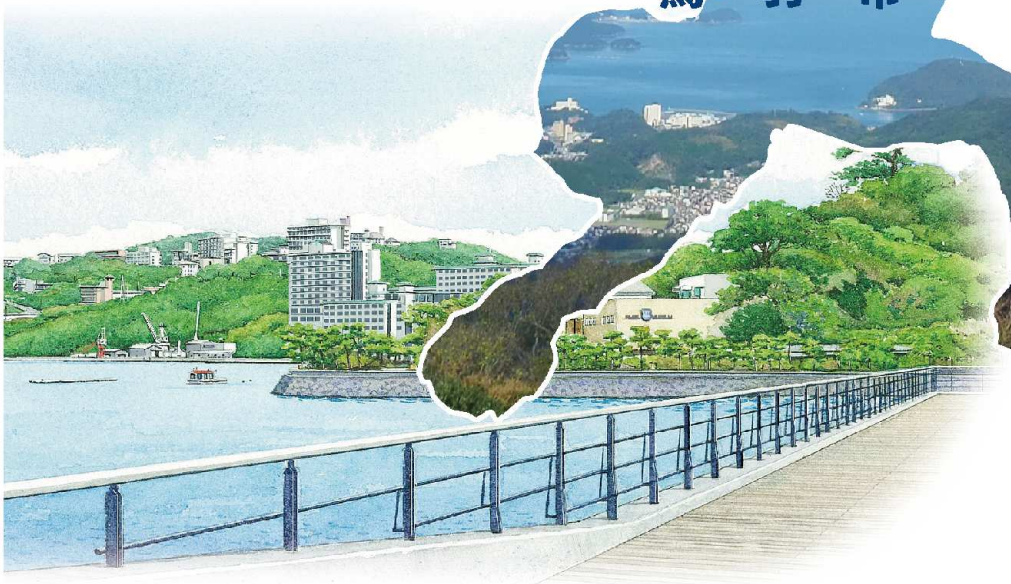

目次

第Ⅰ章　良好な景観の形成に向けて…… 1
第Ⅱ章　景観計画区域 …… 3
第Ⅲ章　良好な景観の形成に関する方針…… 4
第Ⅳ章　行為の制限に関する事項 …… 8
第Ⅴ章　その他良好な景観の形成に関する事項……13

第１章　良好な景観の形成に向けて

計画の目的

鳥羽市は、豊かな海、美しい島など恵まれた自然の中で地域特有の歴史・文化を育み、市域のほぼ全域が伊勢志摩国立公園という特性を活かして、産業活動を振興させながら観光都市として発展してきました。

このような状況の中、平成17年には景観法が全面施行され、地方公共団体の景観施策に法的根拠を持たせることが可能となり、また、平成22年度には、鳥羽市都市マスタープランが策定され、全体構想の中では、都市づくりの方針として、景観法に基づく景観計画や景観条例の策定を推進していくことが期待され、さらなる良好な景観の形成が求められています。

このため、本市としては、伊勢志摩国立公園を、世界水準のナショナルパークとしていく基本方針を掲げた「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を一つの契機とし、本市の景観特性を活かした良好な景観の保全と創出を図るとともに、城下町や風待ち港として栄えた都市構造、鳥羽港の景観など、一部失われた景観を観光活性化との調和を図りながら、長い年月をかけて取り戻し、“みなとまち”としてのブランドイメージを強化することを目的とし、景観法に基づく鳥羽市景観計画を策定します。

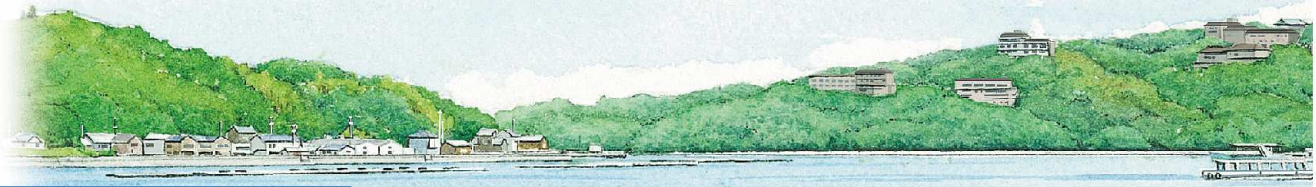

鳥羽市の景観特性

面

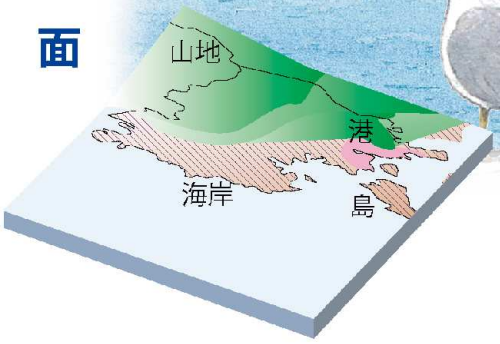

鳥羽港周辺ではみなとまちが形成され、リアス海岸地形が広がる海岸部では鳥羽湾周辺に複数の島が浮かび、市域の西部から南部にかけては山地が広がります。

線

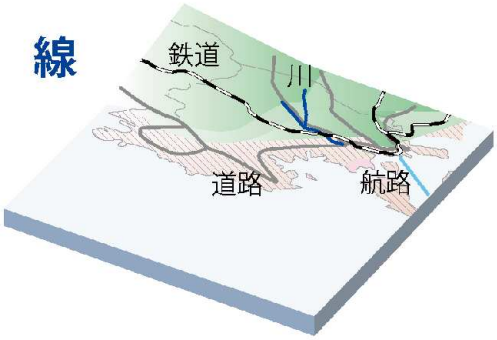

鳥羽港周辺は帆船時代に風待ち港として栄え、現在も複数の航路が本市における生活や観光を支えています。また道路や鉄道網を基盤とした幹線道路や鉄道網が整備されるとともに、伊勢志摩国立公園の魅力を活かした眺望を楽しめる道路も観光客等に親しまれています。そして、山地の谷間に河川が流れ、肥沃な農地を育んでいます。

眺望

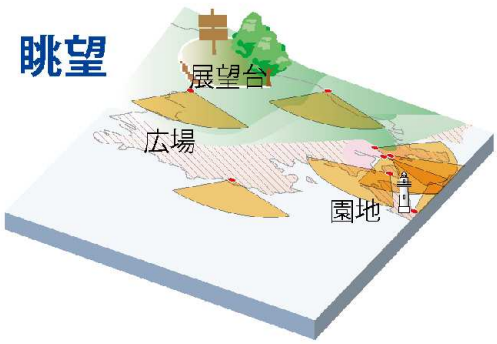

伊勢志摩国立公園の豊かな自然景観の眺めを楽しめる展望台や眺望を楽しめる場所があります。

鳥羽市の景観将来像

鳥羽の海・島・まちを巡り、楽しみ、次世代に継承する景観づくり

点

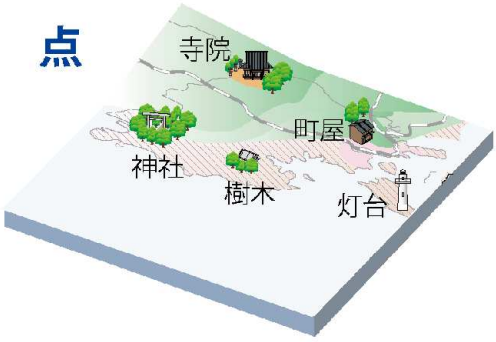

市の特徴ある景観を活かした景観の形成を推進するためには、景観を構成する基本要素となる景観資源が重要となります。

地区

みなとまちでは観光市街地が形成される中、旧城下町の名残もみられます。海岸や島々ではなりわいとともに培われてきた漁村集落が今も残ります。

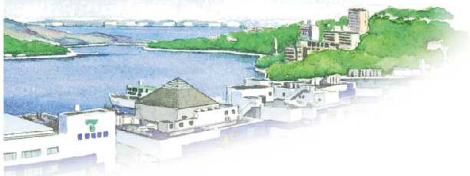

第Ⅱ章　景観計画区域

景観計画区域

行為の制限にあたっては、その地区の景観特性に応じた景観形成基準・届出を要する行為の運用が効果的であるため、景観計画区域を区分します。

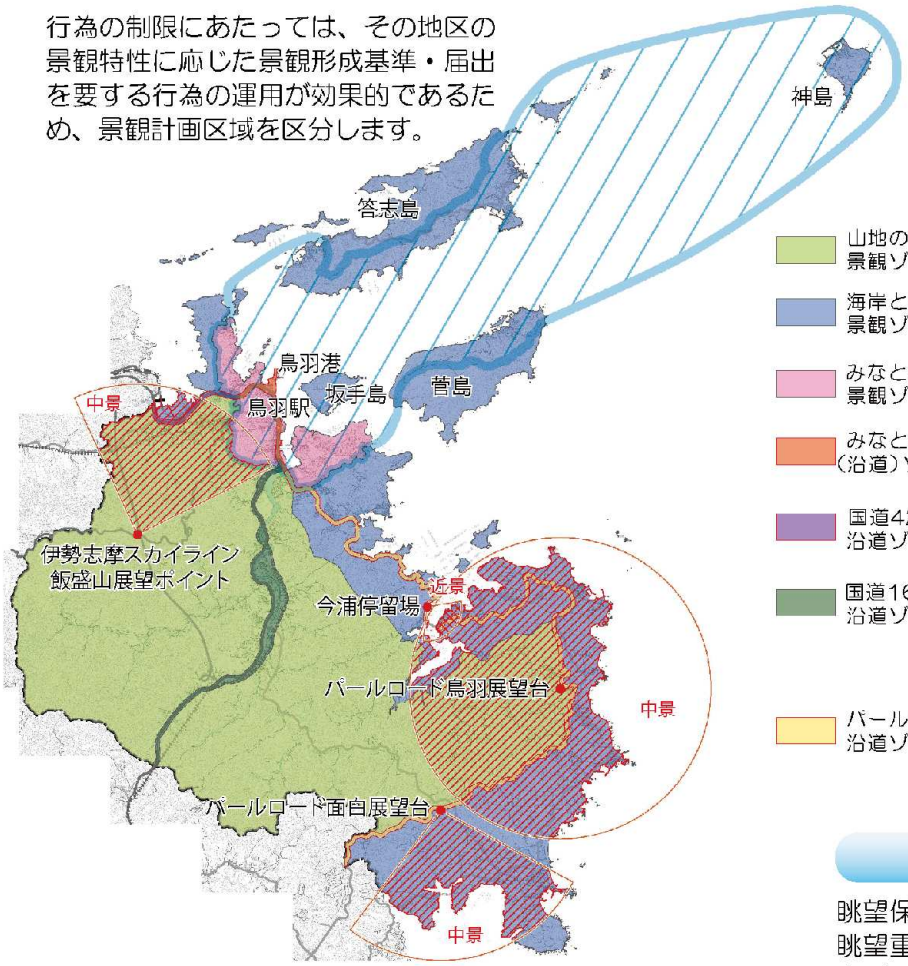

近景＝視点場から750mの範囲
中景＝視点場から3,300mの範囲

一般区域

重点地区に指定された地区を除く市全域を一般区域とします。一般区域は景観特性に応じて、以下の７つのゾーンに区分します。

	場所
山地の景観ゾーン	・山地や山麓部の集落など
海岸と島の景観ゾーン	・概ねパールロードや稜線から海側の区域 ・離島
みなとまちの景観ゾーン	・鳥羽駅、鳥羽城跡周辺の市街地 ・安楽島や小浜の旅館街
みなとまち（沿道）ゾーン	・みなとまちの景観ゾーンのうち国道42号の沿道（道路端から15mの範囲） ・佐田浜周辺
国道42号沿道ゾーン	・伊勢市との境界から伊勢志摩スカイラインとの交差点までの国道42号沿道（道路端から15mの範囲）
国道167号沿道ゾーン	・安楽島大橋北交差点から志摩市との境界までの国道167号沿道 ・加茂川沿いの農地、近鉄志摩線沿線（道路端及び鉄道敷地界から15mの範囲とそれらに囲まれる区域）
パールロード沿道ゾーン	・パールロード沿道 ・安楽島大橋からパールロード起点までの県道750号沿道（いずれも道路端から15mの範囲）

眺望保全区域

眺望保全区域は、鳥羽湾眺望重点ゾーンと眺望保全ゾーンの２つのゾーンで構成されます。

鳥羽湾眺望重点ゾーン
眺望保全ゾーン
視点場

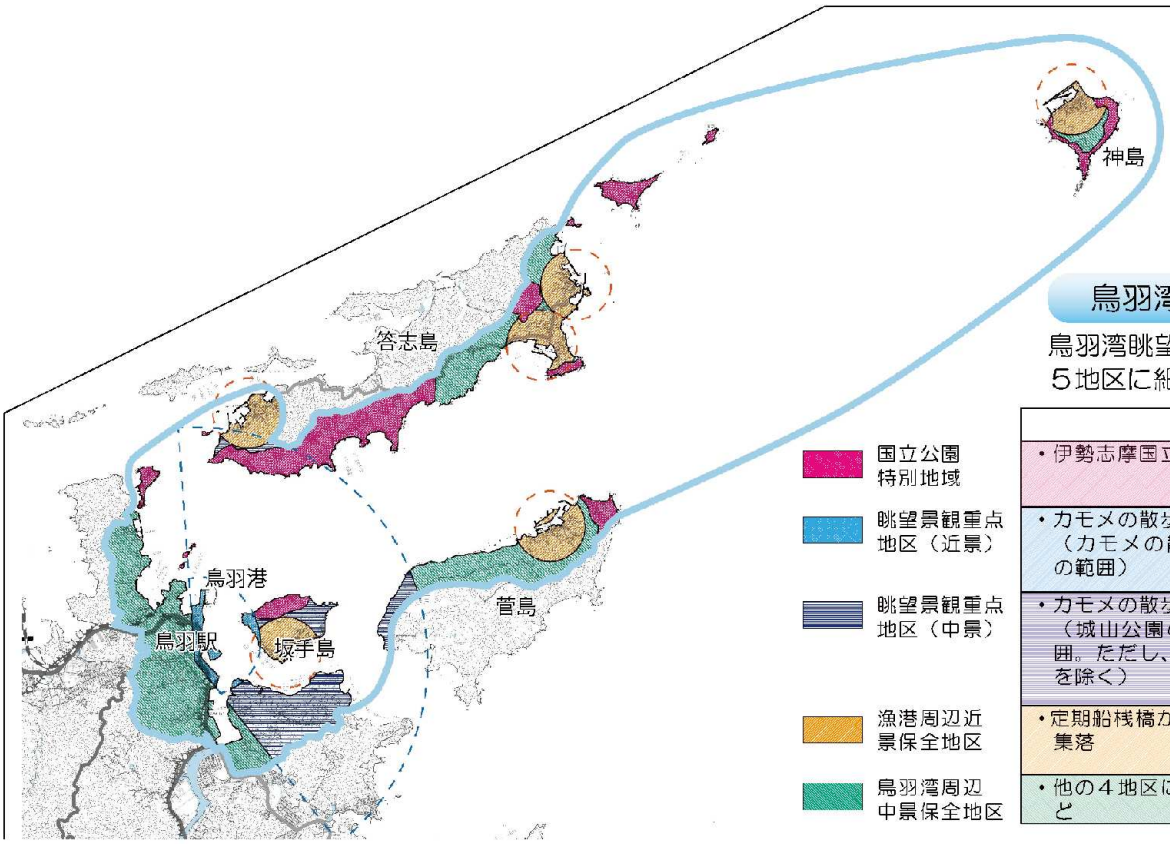

鳥羽湾眺望重点ゾーン

鳥羽湾眺望重点ゾーンは、以下の５地区に細分化します。

	場所
国立公園特別地域	・伊勢志摩国立公園特別地域
眺望景観重点地区（近景）	・カモメの散歩道及び城山公園からの近景（カモメの散歩道の視点場から750mの範囲）
眺望景観重点地区（中景）	・カモメの散歩道及び城山公園からの中景（城山公園の視点場から3,300mの範囲。ただし、眺望景観重点地区（近景）を除く）
漁港周辺近景保全地区	・定期船桟橋から半径500mの漁港周辺の集落
鳥羽湾周辺中景保全地区	・他の４地区に属さない市街地や丘陵地など

第Ⅲ章　良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する基本目標

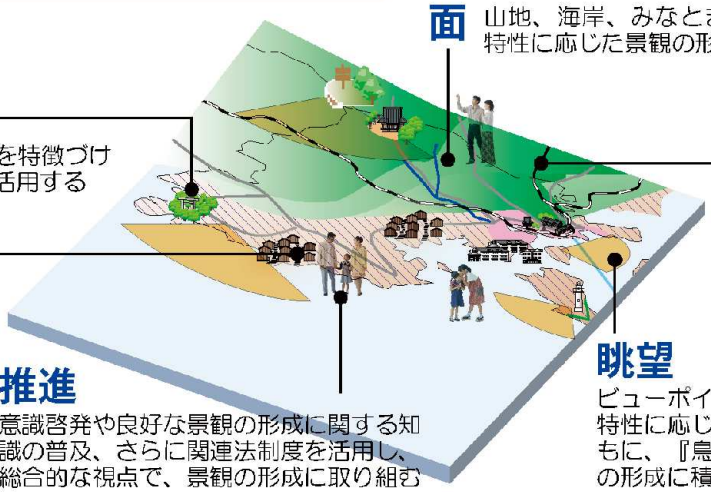

面
山地、海岸、みなとまちなどそれぞれの景観特性に応じた景観の形成に取り組む

点
寺社、樹木など地域の景観を特徴づける重要な景観資源を保全・活用する

線
道路、川、鉄道などそれぞれの景観軸に応じた景観の形成に取り組むとともに、景観形成上重要な景観軸は積極的に取り組む

地区
城下町や漁村集落、観光市街地などを生活やなりわい、観光等を支える重要な地区として、それぞれの景観特性に応じた景観の形成に積極的に取り組む

眺望
ビューポイントから楽しめる眺望景観の特性に応じた景観の形成に取り組むとともに、『鳥羽湾眺望重点ゾーン』は景観の形成に積極的に取り組む

推進
意識啓発や良好な景観の形成に関する知識の普及、さらに関連法制度を活用し、総合的な視点で、景観の形成に取り組む

良好な景観の形成に関する基本目標の体系

良好な景観の形成に関する基本目標

面的な広がりのある景観のまとまりに応じた景観形成

面的な景観

みなとまちの景観	海岸と島の景観	山地の景観
中心市街地の景観	海岸沿いの景観	農地の景観
安楽島・大明周辺の景観	島々の景観	山地の景観

地域を超えて伸びる骨格となる景観軸に応じた景観形成

線的な景観

景観軸		景観形成上重要な景観軸	
道路軸	鉄道軸	ビスタロード	幹線道路
海の軸	川の軸	島の道	

景観を構成する要素となる景観資源の保全活用

点的な景観

- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度を活用
- 主な景観資源を巡り楽しむ取り組みによる活用

個性豊かで、魅力ある地区に応じた景観形成

景観形成上重要な地区

城下町地区	・本町・大里 ・藤之郷・奥谷	・錦町・横町・中之郷 ・鳥羽城跡周辺
漁村・海女集落地区	・神島 ・安楽島	・答志島 ・石鏡	・菅島 ・国崎	・坂手島 ・相差
観光市街地地区	・鳥羽港周辺 ・安楽島緑の村周辺	・岩崎周辺 ・石神さん参道周辺

視点場からの眺望に応じた景観形成

眺望景観

- ビューポイント
- 景観形成上重要な眺望景観
- 鳥羽湾眺望重点ゾーン

良好な景観の形成を推進する環境づくり

良好な景観の形成に向けた推進方策

- 各活動主体の役割に基づく推進
- 民間活力の導入方策
- 都市計画法などの活用による推進
- 景観を巡る方針

面的な景観

みなとまちの景観

中心市街地の景観

・歴史的まちなみ、景観資源の保全に努めます。
・賑わいや開放感を感じる景観の形成、賑わいが連続した景観の形成を図ります。

安楽島・大明周辺の景観

・賑わいや緑化によるうるおいの連続に配慮するとともに、鳥羽港からの眺望に配慮し、魅力とともに統一感のある景観の形成を図ります。

海岸と島の景観

海岸沿いの景観

・リアス海岸や砂浜など、美しい自然景観の保全に努めます。
・背景となる緑豊かな山並みやまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

島々の景観

・四季の彩りが豊かな樹木や自然歩道、遊歩道沿いの景観の保全に努めます。
・斜面地に形成された漁村集落との調和に配慮した景観の形成を図ります。

山地の景観

農地の景観

・自然と人々の営みにより形成された山地や農地、集落景観の保全に努めます。
・農地や緑豊かな山並みとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

山地の景観

・雄大で美しい山地の景観や歴史的景観資源の保全に努めます。
・工作物等については、山地の稜線から突出しないよう配慮します。

線的な景観

景観軸

道路軸

・沿道に広がる緑深い山並みや農地への開放感のある眺望景観の保全を図ります。
・沿道から見渡せる山並みや農地等との調和に配慮した景観の形成を図ります。

鉄道軸

・車窓から楽しむことのできる入り江や農地などの眺望景観の保全に努めます。
・旅情ある景観との調和に配慮した景観の形成を図ります。

海の軸

・漁村集落や島の緑などへの眺望景観の保全に努めます。
・漁村集落や島の自然景観との調和に配慮した景観の形成を図ります。

川の軸

・堤防や橋梁などから楽しめる広がりのある眺望景観の保全に努めます。
・河川との一体感の確保に配慮した景観の形成を図ります。

景観形成上重要な景観軸　ビスタロード

パールロード

・太平洋への眺望などを、車などで移動しながら楽しめる道路として、眺望景観の保全に努めます。

伊勢志摩スカイライン

・伊勢湾への眺望などを楽しめる視点場が連なる道路として、眺望景観の保全に努めます。

景観形成上重要な景観軸　幹線道路

国道42号（国道167号の一部重複区間含む）

・沿道に広がる鳥羽港や市街地を取り巻く背後の樹林地への眺望景観の保全に努めます。

景観形成上重要な景観軸　島の道

神島遊歩道

・太平洋への雄大な眺望景観とともに、神島灯台、監的哨跡などの景観資源の保全に努めます。

答志島スカイライン

・鳥羽湾への眺望景観とともに、答志島スカイラインから散策できる視点場の保全に努めます。

菅島しろんご海道

・鳥羽湾への眺望景観とともに、しろんご浜、菅島灯台などの景観資源の保全に努めます。

点的な景観

景観形成上重要な建造物の例
（鳥羽大庄屋かどや（旧広野家住宅））

景観形成上重要な樹木の例
（青峯山正福寺境内の夫婦杉）

- 景観法に基づく景観重要建造物、又は景観重要樹木の指定制度を活用し、所有者の合意のもと、その保全に努めます。
- 地域住民を対象としたツアーの実施など、景観資源を巡り楽しむ取り組みにより、これらの活用に努めます。

景観形成上重要な地区

城下町地区

本町・大里、錦町・横町・中之郷、藤之郷・奥谷

- 鳥羽街道に残る歴史的まちなみの持続的な保全に努めます。
- 景観まちづくりの契機とするため、鳥羽街道沿いのまちなみとして調和に配慮した景観の形成を図ります。

鳥羽城跡周辺

- 鳥羽城跡と城下町の都市構造や、鳥羽城跡を象徴する景観資源の保全に努めます。
- 海からの眺望に配慮した城山の再生を目指し、景観の形成を図ります。

漁村・海女集落地区

神島

- 神島灯台や監的哨跡、カルスト地形等の景観資源の保全に努めます。

答志島（答志町）

- 継承される寝屋子制度や九鬼嘉隆にまつわる史跡等の保全に努めます。

答志島（桃取町）

- 景観資源の保全や各祭行事の継承に努めます。

菅島

- しろんご浜や、菅島灯台等の景観資源の保全、祭行事の継承に努めます。

坂手島

- 倭姫命にまつわる史跡や、江戸川乱歩ゆかりの店等の景観資源の保全に努めます。

安楽島

- 伊射波神社等の景観資源等の保全や各祭行事の担い手づくり、祭行事の継承に努めます。

石鏡

- 石鏡神社等の景観資源等の保全や各祭行事の担い手づくり、祭行事の継承に努めます。

国崎

- 海士潜女神社等の景観資源等の保全や各祭行事の担い手づくり、祭行事の継承に努めます。

相差

- 海女の道具である“石のフンドウ”が軒先に置かれる景観など親しみを感じる景観形成活動を促します。

その他共通的な方針

- 自然景観や海女文化をはじめとする漁村集落において培われてきた文化的景観、住民の安全で安心できる暮らしの確保と合わせ漁村集落の保全に努めます。
- 漁村集落との調和に配慮した景観の形成を図ります。
- 海岸や漁港などの美化（漂着ゴミ対策等）等も含め、なりわいの景観をそのままに観光客等に感じてもらえる魅力ある景観の形成に努めます。

観光市街地地区

鳥羽港周辺

- 鳥羽湾への開放感のある眺望景観の保全に努めます。
- 風格ある都市空間を形成するとともに、建築物の低層部においては賑わいが感じられる景観の形成を図ります。

岩崎周辺

- 継承されている歴史的景観の保全に努めます。
- 妙慶川沿いの水辺景観と一体となり、賑わいや回遊性のある景観の形成を図ります。

安楽島緑の村周辺

- 観光保養地の景観を特徴づける重要な景観として、その保全に努めます。
- 安楽島の旅館群として、周辺の地形との調和や統一感のあるスカイラインの形成に配慮した景観の形成を図ります。

石神さん参道周辺

- 神明神社周辺の景観資源の保全に努めます。
- 参道沿いの店舗等については、賑わいが連続するような景観の形成を図ります。

眺望景観

眺望景観の基本的な考え方

ビューポイントや、「中景」を中心とした「パノラマ型」の景観形成上重要な眺望景観の保全に努めます。
また、建築物の新築等の行為が想定される眺望景観については、当該行為に関して景観誘導を図ります。

ビューポイント

- 良好な眺望景観を眺めることができる視点場の保全に努めます。
- ビューポイントとなる場所やそこへのアクセス道路が快適なものとなるよう整備に努めます。

景観形成上重要な眺望景観

- 背後の樹林地などの自然景観の保全に努めます。
- 対岸や航路等からの眺望景観を阻害しないよう、周辺の自然景観や漁村集落などとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

鳥羽湾眺望重点ゾーン

眺望景観重点地区

- 自然景観を一望できる「パノラマ型」眺望景観の保全を図ります。
- 眺望景観を阻害しないよう、景観誘導を図ります。

漁港周辺近景保全地区

- 漁港や斜面地に階段状に形成された漁村集落への眺望景観の保全に努めます。
- 階段状に形成された漁村集落との調和に配慮した景観の形成を図ります。

鳥羽港周辺中景保全地区

- 島々の樹林地や、市街地を取り巻く背後の樹林地などの自然景観の保全に努めます。
- 周辺の自然景観や漁村集落との調和に配慮した景観の形成を図ります。

国立公園特別地域

- 伊勢志摩国立公園特別地域の自然景観の保全に努めます。
- 豊かな自然景観との調和に配慮した景観の形成を図ります。

良好な景観の形成に向けた推進方策

景観を巡る方針

景観を巡るテーマを設定する目的

子ども達をはじめ住民に、地区のかけがえのない景観資源を知ってもらい、地区に愛着を深める資産として守り・育む契機とする。
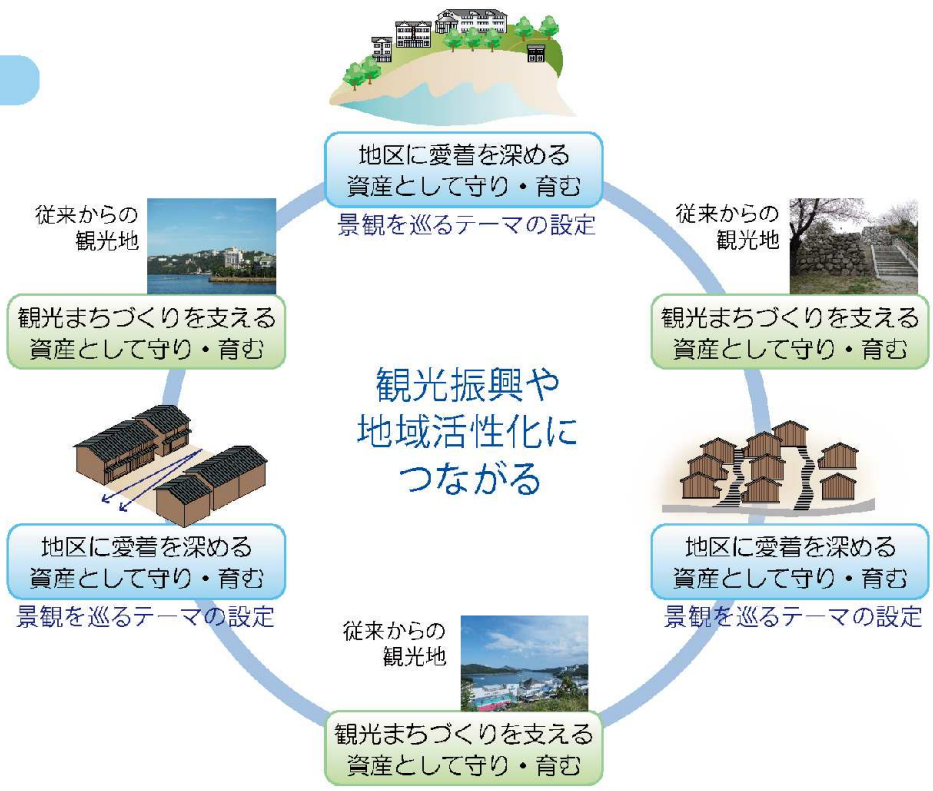
来訪者に、景観資源を楽しく巡る情報を発信し、鳥羽市の観光まちづくりを支える資産として守り・育む契機とする。